

児童手当などの手続きを

*申請をしていない人は児童福祉課へ

*10月期の児童手当は、10月10日に口座へ振り込みました。

☎ 児童福祉課 内線 2328

受給資格者など	請求者の所得限度額 (給与所得控除後)	手当の月額など	申請に必要なもの
<p>児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校入学前の児童を養育している人 	<p>扶養人数2人の場合 445万円 <254万円> 扶養人数4人の場合 521万円 <330万円> ※上段は厚生年金・共済・船員保険加入者、く>内はそれ以外の国民年金加入者など</p>	<p>1人目・2人目の児童 5,000円 3人目以降の児童 1万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 預金通帳 (保護者名義の通帳) ● 厚生年金・共済・船員保険加入証明(用紙は児童福祉課にあります)
<p>児童扶養手当</p> <p>離婚、未婚及び死亡などで父親がいない児童、または父親が重度の障害の状態にある児童を養育している母、並びに養育者で公的年金を受給していない人 (児童は18歳に達した最初の3月31日まで) 事実上婚姻関係のない人で、監護日より5年以内の人(請求者本人が児童福祉課へ)</p>	<p>全部支給 扶養人数 2人の場合 132万6,000円 一部支給 扶養人数 2人の場合 230万円</p>	<p>児童1人 4万2,370円 2人目 5,000円増 3人目以降 3,000円増 児童1人 2万8,350円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 戸籍謄本 ● 住民票謄本 ● 請求者名義の預金通帳ほか
<p>母子家庭等医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 18歳以下の児童を扶養している母子家庭の母と児童 父と児童 ● 18歳以下で両親のいない児童 ● 精神または身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている人の配偶者と18歳以下の児童(18歳以下の児童とは18歳に達した最初の3月31日まで) <p>小学校就学の始期から義務教育終了までの母子家庭などの児童で1回の入院が14日を超えた場合</p>	<p>所得税が課せられていない世帯 なし</p>	<p>給付額 保険診療分より付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 保険証 ● 預金通帳 (申請人名義の通帳) ● 印鑑 ● 保険証 ● 預金通帳(保護者名義の通帳) ● 領収書
<p>乳幼児医療費</p> <p>対象年齢 通院の場合 入院の場合 0～3歳未満 3歳～ 小学校就学前 1日からの入院 継続して8日 間以上の入院</p>	<p>自己負担金 通院の場合 入院の場合 1回 500円 500円に満たない場合はその額で1か月4回が限度。5回目以降は自己負担金なし 処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません</p>	<p>1日 500円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 母子手帳 ● 保険証 ● 郵便局以外の金融機関で保護者名義の通帳

飼えなくなった犬・ねこの引き取り日

とき 11月10日・17日・24日
各金曜日 9:00～10:00
ところ 県富士総合庁舎車庫南側
持ち物 愛犬手帳(犬のみ)
☎ 環境衛生課 内線 2054

富士警察署管内交通事故

(10月1日現在)

	年間累計	昨年比
件数	1,958件	+125件
死者	11人	-5人
負傷者	2,522人	+200人

ルール無視、マナー軽視が事故のもと

電話加入権の公売

☎ 収税課 内線 2364

とき 11月21日(火) 10:40～11:00
ところ 県富士総合庁舎3階301会議室
※中止になる場合もありますので事前に電話で確認してください。
問い合わせ 富士財務事務所納税課
☎65-2123

介護保険コーナー ⑮

相談や苦情がある場合には

介護保険に関する相談、苦情がある場合には、「介護保険課」や「居宅介護支援事業者」などにご相談ください。

例えば「介護保険の申請の仕方がわからない」

「家で介護の手間がかかるのに、思ったよりも要介護認定の介護度が低かった」

「ホームヘルパーに来てもらっているが対応に不満がある」

「介護保険料に関する疑問、不満がある」など。

居宅介護支援事業者の連絡先については、4月に全世帯に配布しましたパンフレット「ふじしの介護保険」をごらんください。

そのほかに介護保険制度では、広域的な問題を処理したり、市町村が行った行政処分に対する異議、苦情について、調査・審査・調整などを行ったりするために、国民健康保険団体連合会(☎054-253-5590)や介護保険審査会(☎0559-20-2077)が設置されています。

問い合わせ先 介護保険課 内線 2304

